

○岡山県警察交通安全教育指導員運用要綱の制定について(通達)

(平成 20 年 3 月 25 日岡運免第 90 号警察本部長例規)

改正 平成 26 年 2 月岡運免第 90 号 令和 2 年 3 月 31 日岡務第 307 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 3 年 6 月 16 日岡交企第 282 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察交通安全教育指導員運用要綱を制定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察交通安全教育指導員運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、岡山県警察における交通安全教育に係る業務に従事する会計年度任用職員(以下「交通安全教育指導員」という。)の適正かつ効果的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 交通安全教育指導員の責務

交通安全教育指導員は、交通安全体験車(以下「体験車」という。)を効果的に使用し、その機能を十分に発揮させるとともに、高齢運転者(普通自動車を運転することができる免許を受けた高齢者をいう。以下同じ。)に対してドライブレコーダーの映像を活用した交通安全指導を行うことにより、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に資することを責務とする。

第 3 身分、任免等

- 1 交通安全教育指導員の身分、任免等については、岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通達)(令和 2 年 3 月 31 日岡務第 306 号例規。以下「会計年度任用職員取扱要綱」という。)に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 2 交通安全教育指導員は、次に掲げる要件に該当すると認められる者を警察本部長(以下「本部長」という。)が任用する。
  - (1) 交通安全教育に関し、専門的な知識を有すること。
  - (2) 人格・見識に優れ、行動力があり、職務の遂行に必要な熱意を有すること。
  - (3) 車両総重量 8 トン未満の中型自動車を運転することができる免許を受けている者であること。
- 3 交通安全教育指導員の定数は、予算の範囲内で本部長が定める。

第 4 配置所属の指定

交通安全教育指導員は、交通部交通企画課(以下「交通企画課」という。)に配置するものとする。

## 第5 職務

交通安全教育指導員は、交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体験車の交通安全体験機器を活用した交通安全教育
- (2) 歩行者及び自転車利用に関する交通安全教育
- (3) ドライブレコーダーの映像の精査及び高齢運転者に対する個別の指導(指導後の効果検証を含む。)
- (4) ドライブレコーダーの映像を活用した交通安全指導の統計事務及び関連資料の整理
- (5) ドライブレコーダーの映像を活用した教材及び資料の作成
- (6) その他交通企画課長が必要と認める業務

## 第6 秘密の保持

交通安全教育指導員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第7 遵守事項

交通安全教育指導員は、第5に規定する職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通安全体験車の移動中及び交通安全教育に係る活動中における各種事故防止に万全を期すること。
- (2) その職の信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (3) 全力を挙げて交通安全教育指導員の職務に専念すること。
- (4) 法令及びこの要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従うこと。

## 第8 勤務日の割振り

交通企画課長は、交通安全教育指導員の毎月の勤務日を会計年度任用職員取扱要綱第4の2に定める範囲内で活動実態等を勘案して割り振るものとする。

## 第9 勤務時間の指定

交通企画課長は、交通安全教育指導員の勤務の開始時刻及び終了時刻を活動実態に応じて定めるものとする。

## 第10 欠勤の報告

交通安全教育指導員は、出勤することができない理由が生じたときは、欠勤する旨を交通企画課長に報告しなければならない。

## 第11 ネームプレート

交通安全教育指導員は、勤務中においてはネームプレート(様式)を上衣左胸部に着装するものとする。

## 第 12 留意事項

交通企画課長は、交通安全教育指導員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 交通安全教育指導員には、第 5 に規定する職務以外に従事させないこと。
- (2) 言語及び態度に注意させ、適切な市民応接に努めさせること。
- (3) 職務に関する実技、知識、事務処理要領、書類作成要領等について教養を行うこと。